

文京区都市計画審議会条例（昭和五十年三月文京区条例第二十五号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○文京区都市計画審議会条例</p> <p>昭和50年3月22日条例第25号            昭和52年10月4日条例第32号            平成12年3月23日条例第24号            平成14年12月6日条例第38号  <u>令和5年7月3日条例第15号</u></p> <p>第1条から第2条まで（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>一 学識経験者 三人以内            二 区議会議員 七人以内            三 関係行政機関の職員 三人以内  <u>四 区内関係団体の推薦による者（区民に限る。） 四人以内</u>  <u>五 公募区民 三人以内</u></p> <p>第4条から第8条まで（略）</p> <p><u>付 則</u>  <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○文京区都市計画審議会条例</p> <p>昭和50年3月22日条例第25号            昭和52年10月4日条例第32号            平成12年3月23日条例第24号            平成14年12月6日条例第38号</p> <p>第1条から第2条まで（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>一 学識経験者 三人以内            二 区議会議員 七人以内            三 関係行政機関の職員 三人以内</p> <p><u>（新設）</u>  <u>四 区民 三人以内</u></p> <p>第4条から第8条まで（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>